

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の概要

背景

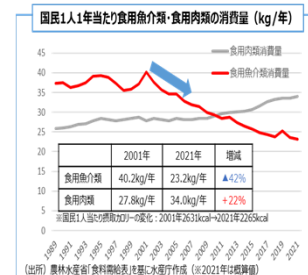
- 水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題に対し、漁港における「海業」の推進等により、水産業の発展及び漁業地域の活性化を図り、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していくため、以下の対応が必要。

■ 漁港における水産物の消費増進等のための取組の推進

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その価値や魅力を活かし、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進する仕組みを構築。

■ 漁港の機能強化

- 養殖による安定供給、輸出促進等に向けた衛生管理の高度化、販売機能の強化等の課題に対応できるよう、漁港施設を見直し。



法律の概要

漁港漁場整備法の一部改正

1. 漁港施設等活用事業制度の創設

① 法目的に「漁港の活用促進」を追加

- 目的規定に「漁港の活用促進」を追加し、法律名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」とする。(第1条)
- 国が定める基本方針に、漁港施設等活用事業の推進等に関する事項を追加。(第40条)

② 漁港施設等活用事業制度

- 漁港管理者は、基本方針に即して、漁港の漁業上の利用を確保するための関係者との調整等を経て、漁港施設等活用事業（漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業）の推進に関する計画を策定できる。(第4条の2、第41条)
- 上記推進計画が策定された漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者に対し、事業を安定的に実施するための新たな権利・地位として、
 - ・ 行政財産である漁港施設の貸付（最大30年）や、
 - ・ 漁港水面施設運営権（最大10年、更新可）の設定
 - ・ 水面等の長期占用（最大30年）を可能とする。(第4条の3、第39条、第44条、第48条、第57条)



2. 漁港施設の見直し

- 防波堤、岸壁、荷さばき所等の漁港の機能を構成する「漁港施設」について、養殖の推進、衛生管理の高度化、販売機能の強化等に対応するため、陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設等を追加。(第3条)



陸上養殖施設

3. 漁港協力団体制度の創設

- 漁港管理者と協力して漁港の維持管理等を行う団体を指定する制度を創設。(第61条～第65条)

4. みなし施設の指定手続の緩和

- 漁港区域に無い漁港施設の指定について、農林水産大臣の認可を廃止する等、手続きを緩和。(第66条)

5. 行政不服審査の特則の見直し

- 農林水産大臣に対する審査請求を行う特則を廃止し、漁港管理者への審査請求に委ねる。(旧第43条を廃止)

水産業協同組合法の一部改正

- 漁業協同組合等が漁港施設等活用事業を実施する場合、組合員の労働力に係る員外利用制限の対象外とする。(第11条、第87条)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日